

指定相当通所型サービス 重要事項説明書

(あさぎり園デイサービスセンター)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
宮城県指定第 4571700287

当事業所は、契約者に対して指定居宅介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 施設経営法人

法人名	社会福祉法人あさぎり福祉会
法人の所在地	宮城県都城市山田町中霧島 2546 番地 6
電話番号	0986-64-3621
代表者氏名	理事長 矢吉 照美
設立年月日	平成 7 年 10 月 2 日

2 ご利用施設

事業所の種類	指定相当通所型サービス
事業の目的	介護保険法令の趣旨に従い居宅介護における介護予防・通所型サービスの提供
事業者の名称	あさぎり園デイサービスセンター
事業所の所在地	宮城県都城市山田町中霧島 2546-6
電話番号	0986-64-3622
管理者	東 知 寿

当事業所の運営方針

事業者の介護従事者等は、要支援状態にある方に対し、適正な介護予防通所型サービスを提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、その利用者が有する能力に応じ、目標を設定して計画的にサービスを提供します。尚、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減に努め、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行います。

なお、地域との結びつきを重視し、市町等保険者（以下「保険者」という。）、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

法人が行っている他の事業

- ◎ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホームあさぎり園）
- ◎ 短期入所生活介護（〃〃）
- ◎ 居宅介護支援事業（あさぎり園居宅介護支援センター）
- ◎ 認知症対応型老人共同生活介護（グループホーム 朝霧）
- ◎ 認知症対応型老人共同生活介護（グループホーム 朝霧 2 号館）

3 設備の概要

当事業所では、以下の設備機能で利用サービスをいたします。

規 模 ・ 備 品			
利用定員	20名	静養ベッド	11床
食堂兼機能訓練室	214.91 m ²	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	4台

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して居宅サービスたる通所介護を提供する職員として以下の職種職員を配置しています。

	資 格	職員	業務内容	常・非
管理者 (兼務)	社会福祉主事 介護支援専門員	1	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の介護従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 通所介護計画の作成 指定通所介護サービスの提供 	常・兼
生活相談員	社会福祉主事 介護支援専門員	1 (兼務)	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護計画の作成、実施に関すること。 利用者調査及び登録の申請・廃止に関すること。 利用者利用料金の徴収に関すること。 処遇に関すること。その他 	常・兼
介護職員	社会福祉主事 介護支援専門員 介護福祉士 基礎研修	3	<ul style="list-style-type: none"> 介護処遇に関すること。 レクリエーションに関すること。 送迎に関すること 	常・兼
看護職員	看護師 准看護師	2	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の看護・保健衛生に関すること。 リハビリテーションに関すること 	常・兼
機能訓練 指導員	看護師	1 (兼務)	<ul style="list-style-type: none"> リハビリテーションに関すること。 	常・兼 務

5 事業者が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者（要支援1・要支援2・事業対象者）に対して次のサービスを提供します。

(1) サービスの概要

- ① 営業日・営業時間は、下記のとおりです。
月曜日～土曜日 午前8時15分から午後5時00分
但し、12月31日から1月3日は休業となります。
- ② サービス提供の時間帯
午前9時20分から午後3時30分（6時間～7時間）体系で個別介護サービスに基づきそれぞれ本人のニーズに応じてサービスを効率的に提供します。
- ③ サービスの内容（介護保険給付対象サービス）
 - 1) 入浴サービス
利用者の状況によって普通浴（温泉水）・特別浴が利用できます。
 - 2) 給食サービス
栄養士の献立表により、栄養並びに嗜好を考慮した食事を提供します。
また、利用者の状況に応じた食事形態の変更も可能です。
 - 3) 生活相談・援助・レクリエーション
利用者の日常生活の相談やレクリエーション・ゲームなどを実施します。
 - 4) 日常動作訓練
利用者が在宅で生活可能な日常動作訓練を行います。
 - 5) 健康チェック
施設に到着されますと看護師により血圧測定等を行い利用者の健康状態の確認をいたします。
 - 6) 機能訓練
機能訓練を希望される利用者に機能訓練士による身体機能の回復又は減退を防止するための訓練を行います。
 - 7) 送迎は送迎車輛やリフト車で利用者の時間に合わせて行います。

(2) 《サービス料金》

①利用料が介護保険から給付される場合

下記料金は契約者の要介護度に応じたサービス利用料金の1月あたりの自己負担1割額の方です。

○要支援1・要支援2

要支援認定（1割負担）	要支援1	要支援2
基本報酬（単価）	1,798円	3,621円
サービス提供体制加算（I）	88円	176円
介護職員等介護処遇改善加算	月額利用料の9.2%	

※自己負担2割額の方です。

要支援認定（1割負担）	要支援1	要支援2
基本報酬（単価）	3,596円	7,242円
サービス提供体制加算 I	176円	352円
介護職員等介護処遇改善加算 I	月額利用料の9.2%	

※自己負担 3 割額の方です。

要支援認定 (1 割負担)	要支援 1	要支援 2
基本報酬 (単価)	5,394 円	10,863 円
サービス提供体制加算 I	264 円	528 円
介護職員等介護処遇改善加算 I	月額利用料の 9.2%	

○指定相当通所型サービス (要支援認定区分 1 相当・要支援認定区分 2 相当)

要支援認定 (1 割負担)	要支援 1 相当	要支援 2 相当
基本報酬 (単価)	1,798 円	3,621 円
サービス提供体制加算 (I)	88 円	176 円
介護職員等介護処遇改善加算	月額利用料の 9.2%	

※自己負担 2 割額の方です。

要支援認定 (1 割負担)	要支援 1 相当	要支援 2 相当
基本報酬 (単価)	3,596 円	7,242 円
サービス提供体制加算 (I)	176 円	352 円
介護職員等介護処遇改善加算	月額利用料の 9.2%	

※自己負担 3 割額の方です。

要支援認定 (1 割負担)	要支援 1 相当	要支援 2 相当
基本報酬 (単価)	5,394 円	10,863 円
サービス提供体制加算 (I)	264 円	528 円
介護職員等介護処遇改善加算	月額利用料の 9.2%	

②介護保険適用外として下記の金額が自己負担となります。

※ 食費とした 1 日あたり 400 円が自己負担となります。

※ おむつ代・レクリエーション等に係る費用は、自己負担となります。

③介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、契約の負担額を変更します。

④キャンセル料 (利用中止の場合)

・利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記の「キャンセル料」を申し受けることがありますので、ご連絡をお願いいたします。

- ・ご利用日の前日午後5時までに中止の連絡がなかった場合、「昼食代」をいただくことがあります。

⑤利用料金の支払

前記①の利用料金の費用は、1ヶ月ごとに計算し毎月10日までに請求しますので、25日以内にお支払ください。

支払方法については、預金振替・現金集金・口座自動引落の3通りの中からご契約の際に選べます。

(希望支払方法)

◎振込口座の場合 ◎現金集金 ◎口座引落の場合 (毎月20日)

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ・ご利用希望の方は、お電話等でお申込ください。当センターの職員がお伺いして、詳しくご説明いたします。
 - ・通所介護計画の作成ができますと利用契約を結んでサービスの提供を開始いたします。
- ※ 居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの利用終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

- ・サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ・利用者が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態になった場合

②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに「文書」で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになったとき

④その他

1) 利用者が文書にて解約通知をすることで即座にサービスを終了する場合

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に反した場合
- ・利用者及びご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・センターが破産した場合

2) センターが文書で通知することにより、即座に終了させていただく場合

- ・サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・利用者やご家族等が当センターや当センターのサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

(3) サービス利用の留意事項

①送迎について

- ・原則として、ご自宅からセンターまで往復の送迎を行います。
尚、利用者の安全上から途中下車は、できないことになっております。

②外出

- ・センターから利用時間中の外出はお断りいたします。

③給食のキャンセル

- ・利用されている時のキャンセルについては、負担をいただきます。

④利用時間の変更

- ・変更については、随時ご相談ください。

⑤設備・器具の利用

- ・設備・器具の正当な使用方法を守って下さい。利用者の過失等により故障・破棄・破損等あった場合、補償してもらうこともあります。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

8 非常災害対策

- ・防災責任者 施設長
- ・防災設備については、スプリンクラー・消火器を設置し定期的に検査を行い、職員で組織する自衛消防隊・地域の消防団と連携して対応しています。また、関係諸機関への通報を迅速に行います。

9 苦情の受付について

(1) 当センターにおける苦情や相談は、以下の専用窓口で受付いたします。

※苦情受付窓口

担当者：生活相談員 東 知寿

受付時間

毎 週：月曜日～金曜日

時 間：8：30～17：00

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

宮崎県国保連合会介護保険課

電話 0985-35-5301 (苦情専用)

都城市山田総合支所介護保険係

電話 0986-64-1111

都城市介護保険課

電話 0986-23-2114

三股町役場高齢者福祉課

電話 0986-52-1111

都城市山之口総合支所福祉課福祉係	電話	0986-57-3111 (内線 121)
都城市高城総合支所介護保険係	電話	0986-58-2311 (内線 171)
都城市高崎総合支所介護保険係	電話	0986-62-1111
都城いきいき長寿課	電話	0986-23-2685

10 その他

- (1) サービス利用のために次のことを行っています。
 - ・利用時間の延長については、相談に応じます。
 - ・介護従事者の研修には、定期的に内部・外部研修を行っています。
- (2) 個人情報及び特定個人情報取得

個人情報及び特定個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人及びご家族の同意を得ることとし、事業所及びサービス従事者は、利用者やご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に洩らしません。

但し、居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するため実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合は、必要最小限の範囲内で使用場合があります。
- (3) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。
- (4) 高齢者虐待防止の対策

事業所及び従事者は、高齢者虐待防止法を遵守し、利用者の人権の擁護・虐待防止に努め、従事者の研修を行います。
- (5) 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束いたします。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- (6) 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用中に生じた損害については、事業所は速やかに損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して減額するのが相当を認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。